

## 国立大学法人京都大学特定有期雇用医療技術職員就業規則

### (目的)

第一条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成十六年達示第七十号。以下「就業規則」という。）第二条第二項の規定に基づき、国立大学法人京都大学に雇用される特定有期雇用医療技術職員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第二条 この規則において「特定有期雇用医療技術職員」とは、任期を付して雇用する教職員のうち、別表に掲げる職名の者をいう。

2 別表上欄に掲げる職名の特定有期雇用医療技術職員は、当該職名に係る免許を取得している者であつて、業務の遂行上必要な能力を有すると部局の長が認めたる者に限る。

3 別表下欄に掲げる職名の特定有期雇用医療技術職員は、同表上欄に掲げる職名に係る免許の試験に合格し、かつ、免許証が未交付の者であつて、業務の遂行上必要な能力を有すると部局の長が認めたる者に限る。

### (職務内容)

第三条 特定有期雇用医療技術職員は、当該職名に係る医療技術に関する業務に従事する。

### (他の規則との関係)

第四条 この規則に定めるもののほか、特定有期雇用医療技術職員の就業に関する事項については、就業規則の規定（第二十三条及び第六十四条を除く。）を準用する。

### (契約期間)

第五条 特定有期雇用医療技術職員の契約期間は、一の事業年度以内とする。

2 契約期間は、これを更新することがある。ただし、初めて特定有期雇用医療技術職員として雇用された日から通算五年の期間を限度とする。

3 一年を超えて雇用された特定有期雇用医療技術職員について、労働契約を更新しない場合には、契約期間満了日の三十日前までにその旨を通知する。ただし、契約期間満了後に更新しないことをあらかじめ通知している場合は、この限りでない。

4 前項の場合において、特定有期雇用医療技術職員が更新しない理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

### (年度一時金)

第六条 特定有期雇用医療技術職員には、事業年度の終わりに年度一時金を支給する。ただし、事業年度途中で退職し、又は解雇された場合は、その際その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に年度一時金を支給する。

2 前項の場合において、その者が次の各号の一に該当する場合には、年度一時金は支給しない。

- 一 当該事業年度の勤続期間が六月未満の場合（業務上の災害による傷病又は死亡により退職する場合及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（第四項において「通勤」という。）途上の災害による傷病又は死亡により退職する場合を除く。）
- 二 就業規則第二十四条第一項の規定により解雇された場合
- 三 就業規則第四十八条第五号の規定により懲戒解雇された場合
- 3 第一項の年度一時金の額は、事業年度の末日又は退職若しくは解雇の日における者が受けている俸給月額と俸給の調整額の合計額に0・三を乗じて得られた額とする。
- 4 第二項第一号の勤続期間の計算においては、就業規則第十五条の規定による休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）の期間、同規則第四十八条第三号の規定による停職の期間、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成十六年達示第八十四号）により育児休業をした期間があつたときは、それらの期間を勤続期間から除くものとする。
- 5 年度一時金の支払いについては、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成十六年達示第八十九号）第十五条を準用することとする。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日には特定有期雇用医療技術職員として雇用する者のうち、平成十七年三月三十日に日々雇用教職員であつた者の第五条第二項ただし書の適用については、「初めて特定有期雇用医療技術職員として雇用された日」とあるのは、「初めて日々雇用教職員（平成十六年三月三十一日以前の例による日々雇用職員を含む。）として雇用された日」と読み替えるものとする。

別表

特定薬剤師	特定医療技術員
特定栄養士	
特定診療放射線技師	
特定臨床検査技師	
特定衛生検査技師	
特定臨床工学技士	
特定理学療法士	
特定作業療法士	
特定視能訓練士	
特定言語聴覚士	

特定義肢装具士	特定歯科衛生士	特定歯科技工士	特定あん摩マツサージ指圧師	特定はり師	特定きゆう師	特定柔道整復師	特定保健師	特定助産師	特定看護師	特定准看護師
							特定看護助手			